

相続法改正の金融機関への影響

—信託業務や相続関連業務との競合の可能性も—



(株)大和総研 金融調査部 研究員 小林 章子

～要旨～

近年、顧客層の高齢化や収益源確保のための業務拡大を迫られている銀行をはじめとした金融機関にとって、相続関連の商品・サービスの重要性はますます高まっている。本稿では2019年7月1日から本格的に施行される相続に関する民法等の改正（相続法改正）が、金融機関の相続に関する業務に対してどのような影響を与えるかを考察した。金融機関の参入傾向が続いている信託業務においては、例えば「遺言代用信託」への影響が考えられる。また、金融機関の「相続関連業務」においては、金融機関が遺言書の保管・執行等を行う「遺言信託業務」への影響が想定される。これらの業務を営んでいる金融機関は、顧客のニーズに合わせた商品・サービスのラインナップを充実させることで改正相続法上の制度との「差別化」を図るだけでなく、実際のアドバイスの場面において、より顧客のニーズにマッチした商品選択が求められるといえるだろう。

1 信託業務への影響

(1) 相続関連の商品・サービスはますます重要に

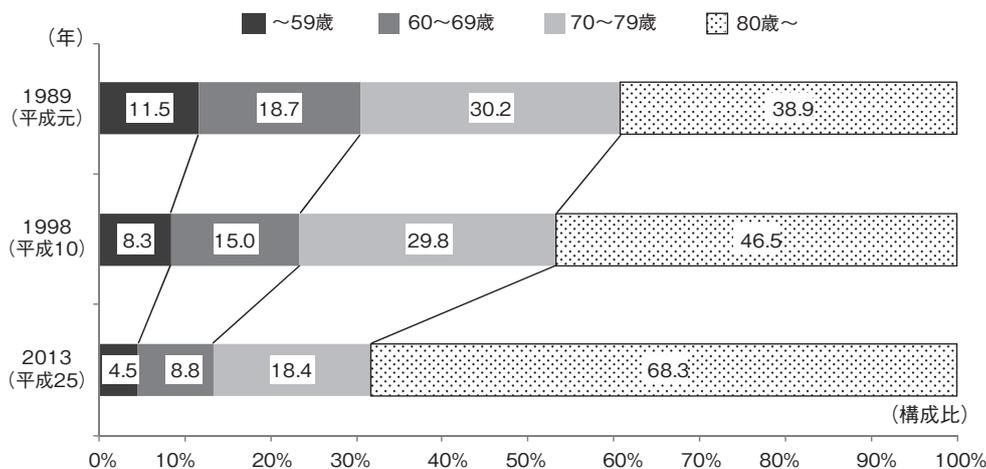
今回の相続法改正の背景として、高齢化の進展により今後多く相続が発生しうると見込まれることや、相続時に被相続人（相続される人）と相続人の双方が高齢となっている「老々相続」の問題が挙げられている（図1）。これらの問題に対応するための改正として、高齢の配偶者を保護するための「配偶者居住権」や、遺言書を使いやすくするための「自筆証書遺言の見直し」などが整備された。

特に金融機関においては、人数および資産規

模の両方において、高齢者が重要な顧客層であるといわれており、相続を契機とした顧客層の流出が懸念されている。顧客層の確保のための（推定）相続人との関係づくりとしても、相続関連の商品・サービスはますます重要性が高まっている。

また近年、金融機関は収益源としていわゆる本業以外の業務を模索する必要性に迫られている。例えば銀行については、本業である融資業務が低金利の影響により利ざやを獲得するのが困難となっていることから、投資信託や保険などの商品や、相続業務や事業承継などのサービスの提供による手数料収入が重要となっている。

図1 相続税の申告からみた被相続人の年齢の構成比



(注1) 各年齢層ごとの被相続人の子の年齢を想定すると、59歳までの被相続人では~29歳、60~69歳の被相続人では30~39歳、70~79歳の被相続人では40~49歳、80歳以上の被相続人では50歳~が、それぞれ想定される。
 (注2) 財務省主税局調べ。
 (出所) 内閣府税制調査会(平成27年10月27日) 財務省説明資料より大和総研作成

(2) 金融機関の信託業務への参入が増加

「信託」¹⁾は、昨今、高齢者の資産管理や資産移転の手段としても注目されており、信託業務に新規に参入する金融機関も増加している。

信託とは、個人や法人の保有する信託財産を、信託契約により所有者(委託者)から受託者に移転させ、受託者がその財産を管理・運用する仕組みをいい、受託者の属性によって、信託銀行等の信託業を営む者が受託者となる「商事信託」と、信託業の免許等を受けていない法人や個人が受託者となれる、いわゆる「民事信託」に分けることができる。

まず、商事信託についてみると、そもそも営業として信託の引受けを行う信託業を営むためには、信託業法に基づく免許または登録を受ける必要があるが、金融業を本業とする金融機関については、特に、「兼営信託金融機関」として、信託業を営むことが認められている。

「兼営信託金融機関」とは、「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」に基づき、信託業務の兼営認可を受けた金融機関をいい、2019年

3月18日現在、48社が存在しており、うち60%近くを地方銀行が占めている(図2)。

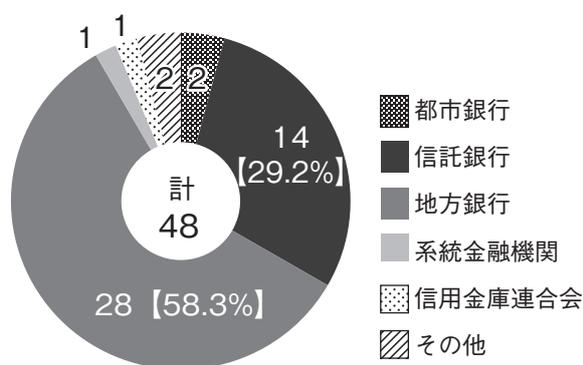
この兼営信託金融機関が営むことができる業務は、信託業務、本業である金融業(銀行であれば、銀行業務)に加えて、「併營業務」が認められている(表1)。

「併營業務」とは、具体的には、遺言の保管や執行などの相続関連業務、企業の株主の名簿を管理する業務などの証券代行業務、不動産の売買の仲介業務などがある²⁾。

金融機関が信託業務に参入する方法としては、上記のように兼営信託金融機関として自ら信託業を営むほかに、「信託契約代理業者(信託契約代理店)」として参入する方法がある。「信託契約代理業者」とは、信託業法に基づく信託契約代理業の登録を受けて、信託会社又は兼営信託金融機関のために、信託契約の締結の代理または媒介を行う業者をいう。

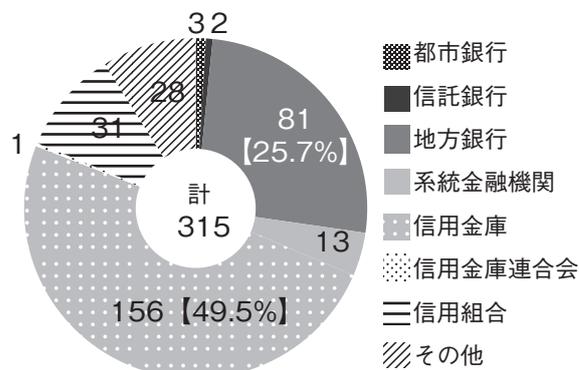
信託会社や信託銀行などと提携して信託商品を扱っている銀行や証券会社などは、この信託契約代理業者である。金融機関にとっては、兼

図2 兼営信託金融機関の業態別内訳



(注1) 2019年3月18日現在の数。
 (注2) 「地方銀行」には第二地方銀行を含む。
 (出所) 金融庁「兼営信託金融機関認可一覧」より大和総研作成

図3 信託契約代理業者の業態別内訳



(注1) 2018年12月31日現在の数。
 (注2) 「地方銀行」には第二地方銀行を含む。
 (注3) 「その他」には埼玉りそな銀行・楽天銀行、
 商工組合中央金庫、証券会社、保険会社等を含む。
 (出所) 金融庁「信託契約代理店登録一覧」より大和総研作成

表1 信託業の主な担い手

	設立根拠法	免許・登録	組織形態	主な取扱業務
運用型信託会社	信託業法	免許	株式会社	信託業務 兼業業務
管理型信託会社	信託業法	登録	株式会社	信託業務 兼業業務
兼営信託金融機関	銀行法(注) 兼営法(信託業務の 兼営認可)	免許(銀行業)(注) 認可(信託業)	銀行等の 金融機関	信託業務 併業業務 銀行業務(注)

(注) 銀行業との兼営の場合。
 (出所) 一般社団法人信託協会「日本の信託2018」より大和総研作成

営信託金融機関となるより手軽に信託商品をラインナップできる参入方法といえる。兼営信託金融機関の48社に対して信託契約代理業者は315にのぼっており、特に地方銀行(第二地方銀行を含む)については、全103行(2019年4月1日時点)のうち81行(約79%)が信託契約代理業者の登録を受けている。また信用金庫については全259金庫(2019年2月25日時点)のうち156金庫(約60%)が参入している(図3)。また近年、信託契約代理業者から、新たに信託業の認可を受けて、兼営信託金融機関となる地方銀行等がみられるようになってきている³⁾。

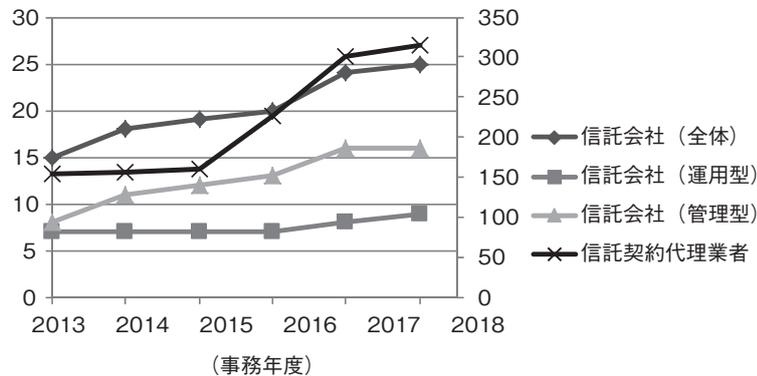
以上より、信託業務に参入する金融機関が増加傾向にあることに加え、近年、信託業務による収益を柱とするために本格的に参入する金融機関がみられることが分かる。

以上は商事信託についての金融機関の傾向であるが、信託業の免許等が不要な、いわゆる「民事信託」にも、参入する金融機関がみられる。

そもそも民事信託は、金融機関自体が受託者としての業務を行うものではないため、手数料の水準からすれば参入のインセンティブが少ないといえる。そのため、商事信託より参入する金融機関は少ないとも思われるが、近年、新たに民事信託の組成のサポート等のサービスを提供する金融機関が見受けられるようになった⁴⁾。特に、民事信託のうち、委託者の家族が受託者となる「家族信託」と呼ばれる信託については、急速に普及しているようである。

今後、民事信託を含む信託業務が、金融機関のリテールにおいて、より重要な地位を占めていくものと思われる。

図4 信託会社等の数の推移



(注1) 左軸は信託会社、右軸は信託契約代理業者の数。
 (注2) 各事務年度は、前年7月1日～6月30日。ただし2018事務年度については信託会社数は2019年3月11日現在、信託契約代理業者数は2018年12月31日現在の数。
 (出所) 「金融庁の1年」及び金融庁ウェブサイトより大和総研作成

(3) 配偶者居住権の創設による信託業務への影響

このように金融機関の柱の一つとなりつつある信託業務に対して、改正相続法はどのような影響を与えるだろうか。

まず、相続法改正で創設された配偶者居住権と、被相続人の自宅を信託財産とする「遺言信託」(遺言の方法による信託) または「遺言代用信託」とが、被相続人の所有する自宅の利用権を配偶者に取得させるという機能において、競合すると考えられる。

配偶者居住権が利用される典型的なケースとしては、被相続人が遺贈によって、配偶者に配偶者居住権(終身)、子に所有権を取得させるというケースが想定される。このケースで、配偶者は、被相続人の生存中は被相続人本人の所有権に基づいて自宅に住むことができ、相続開始後は配偶者居住権に基づいて、生存中、住み続けることができる。

「遺言信託」とは、委託者本人(被相続人)が遺言により設定する信託で、委託者の生前は信託が発生しない。他方で「遺言代用信託」とは、委託者本人(被相続人)の生前中に信託の効力を発生させる信託で、遺言の代わりに利用でき

る。具体的には委託者本人を第一受益者、本人の配偶者などの家族を第二受益者とする信託契約を結ぶことで、委託者本人の生前は、そのまま本人が第一受益者として信託財産を利用できる。委託者本人が死亡し相続が開始すると、第二受益者が信託財産を利用できるようになる。

これらの信託について、委託者本人(被相続人)の自宅を信託財産とした場合、その配偶者は、委託者本人の生前は、所有権(遺言信託の場合)または受益権(遺言代用信託の場合)に基づく委託者と同居することで自宅に住むことができ、相続開始後は配偶者自身の受益権に基づいて自宅に住み続けることができるため、配偶者居住権と同様の機能を果たすことができると考えられる。

なお、信託を設定できる財産の種類について法律上制限はないため、自宅などの不動産を信託財産とすることも法律上は可能である。もっとも商事信託の場合、實際上、受託者である信託銀行等への手数料負担のため、賃貸不動産等の収益性のある不動産を信託財産とする必要があると思われる。したがって、一部を店舗や賃貸などに利用していない限り、コスト面から、収益性のない自宅不動産を信託財産とする信託

は、通常、考えにくい。他方で、民事信託（家族信託）の場合、受託者は信託銀行等ではなく委託者の家族等であることから、収益性のない自宅を信託財産とするケースも存在するようである。加えて、前述のとおり、近年民事信託のサービスを開始する金融機関がみられることからすれば、現状では信託業務に対する配偶者居住権の影響は限定的と思われるものの、今後、民事信託への参入が増加することによって、影響も大きくなる可能性が考えられる。

また、信託業務への影響の程度については、結局のところ、配偶者居住権がどの程度利用されるようになるか、に左右される部分が大いと思われる。

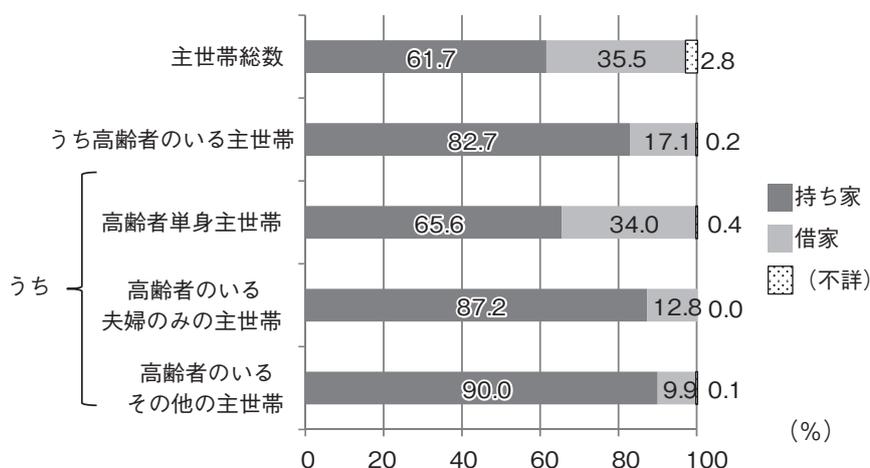
配偶者居住権の成立には、被相続人所有の自宅であることが要件とされている。そこで高齢者の住宅の所有状況を見ると、65歳以上の高齢者のいる主世帯のうち、夫婦のみの主世帯では87.2%、その他の世帯員がいる主世帯では90%が持ち家に居住しており（図5）、高い割合で住宅を所有していることが分かる。利用しうる高齢者は多いのではないと思われる。

また、そもそも配偶者居住権に期待される機能は、高額となりがちな所有権ではなく配偶者居住権を取得させて特別受益の額を抑えることにより、相続開始後の配偶者の居住を確保しつつ、遺産分割等において生活資金にあてる預貯金等をより多く取得させることにある。そのため、自宅が財産の大半を占めるなど遺産分割や遺留分をめぐる他の相続人との紛争が想定されるような場合には利用されやすいと思われる。

さらに、そもそも配偶者居住権の利用場面として想定されていたのは、配偶者とそれ以外の相続人（子など）の関係が良好とはいえず、相続開始後の配偶者の居住確保のために居住権という形で権利を保障する必要があるというやや特殊なケースであった。しかし、創設された制度はこのようなケースに限定されていない。そうすると、あえて配偶者居住権を利用するインセンティブとしては、税制上のメリットの要因が大きいと思われる。

配偶者居住権の税制上の扱いは2019年度税制改正で明らかにされており、大まかにいえば、相続税の課税対象としたうえで、建物の固定資

図5 高齢者（65歳以上）の住宅の所有状況



(注1) 「主世帯」とは、1住宅に1世帯が住んでいる場合はその世帯、1住宅に2世帯以上住んでいる場合にはそのうちの主な世帯（家の持ち主や借り主の世帯など）を指す。

(注2) 100 - (持ち家の割合 + 借家の割合) を「不詳」としている。

(出所) 総務省統計局「平成25年住宅・土地統計調査（確報集計）」より大和総研作成

産税評価額をベースとして、建物の残存耐用年数や配偶者の平均余命等を勘案して評価することとされた。この評価方法によれば、相続開始時に配偶者が高齢である場合（平均余命が短い場合）などは評価額を抑えることができ、配偶者にとってはメリットがある。また、配偶者からの相続（2次相続）での扱いによっては、配偶者以外の相続人にとってもメリットが生じることが指摘されている⁵⁾。

他方で、信託の場合、受益権は信託財産（所有権）と同額で評価されるため、配偶者の税制上の負担は軽減されない。したがって、すでに配偶者が高齢で、相続税の配偶者控除額を超えて相続税負担が発生することが見込まれるケースでは、税制上のメリットを受けるために配偶者居住権が選択されることが考えられる。

加えて、配偶者居住権は遺贈により取得させることができるとされているところ、今回の相続法改正で「自筆証書遺言」の利用が増加すると見込まれること（後述）も、プラスの影響を与えられると思われる。金融機関は相続関連業務として遺言書作成のアドバイス等も行っている（後述）ことから、遺言信託や遺言代用信託ではなく配偶者居住権の利用を選択した顧客の受け皿として、相続関連業務を充実させることが顧客確保に重要となると思われる。

(4) 預貯金の払戻し制度の創設による信託業務への影響

「遺言代用信託」については、相続法改正で創設された「預貯金の払戻し制度」との競合も考えられる。すなわち、遺言代用信託は委託者の預金等を信託財産として、相続開始後の葬儀費用や生活費などをスムーズに引き継ぐためにも利用されているためである⁶⁾。

そもそも相続開始後の預貯金の扱いについて

は、金融機関の実務上、口座名義人の死亡により口座が凍結され、遺産分割前の個別の払戻しには共同相続人全員の同意書等を必要としていたことに加えて、2016年の最高裁大法廷決定後はいわゆる便宜払いも困難な状況となっていた。このような状況下では、葬儀費用等にあてるための信託のニーズも高まっていたものと推測される。

今回相続法改正で創設された預貯金の払戻し制度では、相続開始後の預貯金の払戻しについて、金融機関の窓口で一定額まで払い戻せる簡便な方法と、家庭裁判所の仮処分を利用する方法が整備された。簡便な方法は金融機関ごとに150万円とされた。この金額は、「標準的な当面の必要生計費、平均的な葬式の費用の額その他の事情を勘案」して定められており、約1年分の生計費又は平均的な葬式費用をまかなうことができるものと想定されている。このような葬儀費用などの一時的な資金需要については、信託より払戻し制度が利用される可能性が考えられる。

他方で、上記の払戻し制度は一時金の払い戻しにとどまることから、相続人の生活費のためなどに利用されている定期金的な利用については、なお遺言代用信託が選択されうる余地がある。また上限額を超える資金ニーズが見込まれる場合には、相続人の手続負担の重い仮処分より信託が選択されるのではないかとと思われる。ただし複数の金融機関に口座があれば、結果的に150万円を超える払戻しも可能になる（1人あたりの口座保有数の平均を3.5とする調査結果がある。株式会社日本統計センター「金融機関の利用に関する調査」https://www.nihon-toukei.co.jp/business/service/research_db/kinyu2011.htm）。相当程度の資金需要は、払戻し制度でカバーできる可能性がある。

金融機関は、金額や受取方法など、想定される相続人の資金需要にあわせて顧客への提案を検討する必要があると思われる。

2 「相続関連業務」への影響

(1) 金融機関の相続関連業務は継続的に増加

金融機関が行う「相続関連業務」とは、顧客から依頼を受けて行う相続に関する一連の業務であり、具体的には、遺言書の保管から財産に関する遺言の執行までを行う「遺言信託業務」や、相続財産目録の作成や遺産分割手続等を行う「遺産整理業務」がある⁷⁾。

この相続関連業務については、信託銀行等の兼営信託金融機関が「併營業務」として行うほか、他社の併營業務の代理店などとして行うこともできる。実績の推移(表2)をみると、遺言信託業務(遺言書の保管件数)、遺産整理業務のいずれについても、2013年度から2017年度まで、継続して増加していることが分かる。また遺言書の保管件数の増加要因については、保管に加えて遺言の執行まで行う「執行付」の件数の増加が寄与していることから、遺言の執行についてのニーズが増加していることが分かる。

(2) 自筆証書遺言の利用は増加するか

現状の自筆証書遺言の利用状況(図6)をみると、2012年から2016年まで約1万6,000～7,000件台で推移しており、一貫して増加傾向はみられるものの増加幅は小さい。2015年から10

万～11万件台で推移している公正証書遺言と比較すると、自筆証書遺言は10分の1程度の利用にとどまっている⁸⁾。

今回の相続法改正では、遺言書の全ての自書が必要な「自筆証書遺言」について、より利用しやすくするための2つの見直しが行われている。遺言書のうち、遺産の内容を列挙した「財産目録」について、本文と別に添付する場合に限って自書を不要とする「方式緩和」と、自筆証書遺言を法務局に保管できる「保管制度」の創設であり、これらの見直しにより、上記のとおり、現状の低調な自筆証書遺言の利用が増えることが期待されている。

もっとも、日本財団のアンケート調査⁹⁾によれば、遺言を作成しない理由の第1位(47.7%)は「遺言を書くほどの財産を持っていないから」であり、このように、そもそも遺言書を作成する必要性を感じていない多くの層にも遺言書の利用を普及させるためには、利便性の向上だけでなく、相続財産が少ない場合でも相続人間の争いが起きうることや、配偶者居住権の遺贈ができることなど、遺言書を作成するメリットを周知する必要があると思われる。

(3) 自筆証書遺言に関する改正の影響

金融機関は、前述のとおり、「遺言信託業務」として遺言書の保管から財産に関する遺言の執行までのサービスを行っている。実際のサービスの内容をみると、公正証書遺言が前提となっ

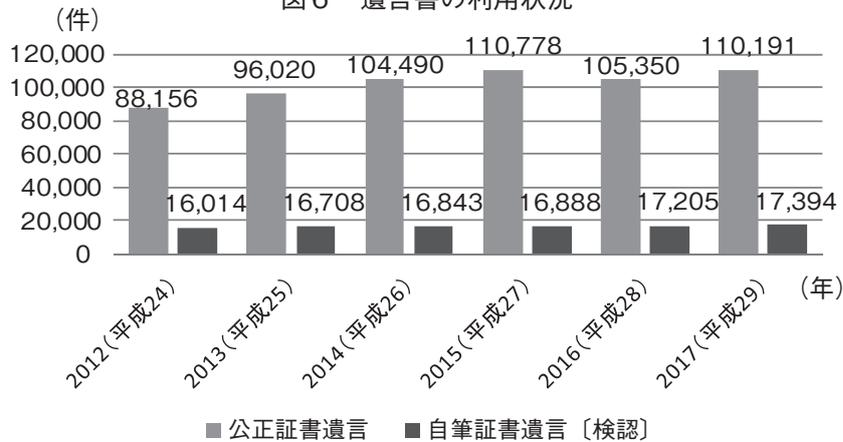
表2 相続関連業務の実績の推移

	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度
遺言書の保管件数	88,448	97,709	108,623	118,315	128,366
保管のみ	5,824	5,877	5,916	6,101	6,398
執行付	82,624	91,832	102,707	112,214	121,968
遺産整理	3,475	4,045	4,784	5,186	5,927

(注) 遺言書の保管件数は年度末現在、遺産整理の計数は年度中の実績。

(出所) 一般社団法人信託協会「日本の信託2018」より大和総研作成

図6 遺言書の利用状況



(注) 自筆証書遺言については検認の新受件数。
 (出所) 司法統計、日本公証人連合会ウェブサイトより大和総研作成

ているように思われる。

今回の改正で自筆証書遺言の利用が増加すれば、公正証書遺言の利用は減少することも考えられる。特に保管制度を利用した自筆証書遺言は、方式違反や偽造・紛失のおそれが少ないこと、裁判所の検認手続が不要なこと、公正証書遺言より低い手数料で利用できることなどにおいて、有力な選択肢になると思われる。したがって、金融機関にとっては、遺言信託業務として、自筆証書遺言を利用した商品をラインナップに加えることが、顧客の獲得のために重要になるだろう。

なお、遺言信託業務のうち、金融機関が遺言書の保管のみを行うサービスについては、一定のニーズがあるものの(表2)、保管制度と直接的に競合しうると思われる。他方で、金融機関が執行まで行うサービスについては、執行の部分にニーズがあり、保管制度と組み合わせたサービスとすることなども考えられるだろう。

3 まとめ

相続法改正により、金融機関の信託業務や相続関連業務への影響が想定されるところ、改正はすでに本年1月13日に一部の施行がされ、

2020年にかけて順次施行されることとされており、金融機関の対応は待ったなしの状況にあるといえる。

これらの業務を営んでいる金融機関は、顧客のニーズに合わせた商品・サービスのラインナップを充実させることで改正相続法上の制度との「差別化」を図るだけでなく、実際のアドバイスの場面において、より顧客のニーズにマッチした商品選択が求められるといえるだろう。

【注】

- 1) 信託には信託銀行等の信託業を営む者が受託者となる商事信託と、それ以外の者が受託者となるいわゆる民事信託があり、後者のうち委託者の家族が受託者となるタイプは特に家族信託と呼ばれている。商事信託の場合、受託者は信託業法の適用を受けるため免許又は登録が必要であるが、民事信託では不要である。
- 2) 信託協会ウェブサイト <https://www.shintakukyokai.or.jp/trust/trustbanks/>
- 3) 2018年4月～2019年3月末の間で、八千代銀行(現きらぼし銀行)、京都銀行、あおぞら銀行、北國銀行、鹿児島銀行、武蔵野銀行、大垣共立銀行、北陸銀行の計8行(認可日順)。

- 4) たとえば、千葉銀行は2016年5月から民事信託を組成するための手続を総合的にサポートする「ちばぎんファミリートラストサービス」を開始し、信託スキームの提案や信託契約書の作成支援等のサービスを提供している。
- 5) 配偶者からの相続（2次相続）では、配偶者居住権は消滅するため相続がされない。他方で、所有権（配偶者居住権付き）は制限がなくなり、完全な所有権になるが、これに対して課税がされないこととされた場合、1次相続と2次相続全体を通じて節税ができるのではないかとする見解もある。
- 6) 信託協会ウェブサイト https://www.shintakukyokai.or.jp/special/how/testament_substitution.html
- 7) 信託協会「日本の信託2018」。ここでいう併營業務としての「遺言信託業務」とは、信託法上の「遺言の方法による信託（遺言信託）」とは異なる。金融機関の商品名などで「遺言信託」という場合、両方の意味で用いられていることがある。
- 8) ただし、この自筆証書遺言の件数は検認件数であり、検認手続がとられないために補足できない自筆証書遺言も相当数あると推測される。
- 9) 日本財団「遺贈に関する意識調査」

【参考文献】

- 一般社団法人信託協会ウェブサイト
 金融法務研究会（2016）「銀行取引と相続・資産承継を巡る諸問題」
 堂園昇平（2017）「金融機関における信託の活用への期待」『銀行法務21』2017年9月号、p.1
 公益財団法人トラスト未来フォーラム（2016）「家族信託の現状と課題」
 小林章子（2018）「相続法改正の概要【施行日決定版】」大和総研レポート、大和総研
 小林章子（2019）「『配偶者居住権』の評価方法が

- 明らかに」大和総研レポート、大和総研
 信託フォーラム編集部（2017）「地域金融機関と民事信託の近時の動向」信託フォーラム、2017年3月号、pp.15-19
 中田朋子（2018）「相続法改正により遺言執行・遺言作成はこう変わる」『金融財政事情』2018年5月10日号、pp.6-14

こばやし あきこ
 2014年司法修習終了(67期)、2015年6月より現職。民法(相続法・債権法)、税制、金融商品取引法等を担当。東京弁護士会所属、同会法制委員会委員。
 【主要著書・論文】
 「『配偶者居住権』の評価方法が明らかに」大和総研レポート、2019年2月
 「高齢者起点の資産管理・運用を探る」『大和総研調査季報』2019年新春号(Vol.33)、大和総研、pp.58-67(共著)
 「民法(相続分野)改正法案と金融実務への影響」『銀行実務』2018年4月号、銀行研修社、pp.24-29
 『すぐに役立つ税金ガイド 税金読本 2018年度版』大和総研、2018年(共著)
